

入湯税の充当先について

入湯税については、地方税法において収入の使途が定められている目的税です。目的税は、当該収入を充当する経費を特定し、通常、その経費の支出と何らかの関係（受益等）を有する者にその負担を求めるものであり、税負担者に対する説明責任を果たす観点から、その使途を明らかにする必要があります。

令和3年度四国中央市一般会計決算における入湯税の充当状況については、次のとおりです。

1. 入湯税決算額 754 千円

2. 入湯税充当一覧

区分	令和3年度 決算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県支出金	地方債	その他		左記のうち 入湯税
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
消防設備等整備	326,980	0	208,500	0	118,480	468
観光振興 (観光施設の整備含む)	26,662	720	0	3,260	22,682	286
合計	353,642	720	208,500	3,260	141,162	754